

令和6年度「通信電気器材等」の契約希望者募集要領

通信電気器材等の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
総括装備調達官
山口 宜久

記

1 装備品等の品名及び仕様書等 別表のとおり。

2 応募に必要な資格

公募に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の関東・甲信越地域の競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）を有する者であること。
- (3) 「入札及び契約心得」（防衛装備庁公示第1号）及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (6) 別表に示す品目を製造するにあたり、関係法令の規定に基づく許可が必要な場合は、当該許可を有している者（許可の取得に向けて所管官庁との間で調整中である者を含む。）であること。
- (7) 秘密の内容を含む品目の場合は、当該秘密の保全に関する防衛省の関係規則に基づく保全施設、保全規則、秘密関係者、保全教育及び実施要領について、防衛省の確認を得ている者（防衛省の関係規則に基づく秘密保全に関する確認を得る予定である者を含む。）であること。

3 応募方法

(1) 応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するものとし、併せて次の項目を証明する具体的な資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。

ア 審査資料一覧表

別紙の審査資料一覧表を1部提出しなければならない。

イ 資格審査結果通知書

競争参加資格に係る資格審査決定通知書の写しを1部提出しなければならない。

ウ 納入実績一覧表

希望する品目と同一品又は類似品の納入実績を有する場合は、納入実績の一覧表を、実績を証明する資料を添えて1部提出しなければならない。ただし、防衛装備庁（装備施設本部、装備本部及び契約本部を含む。）との契約に基づく納入実績の場合は、当該実績を証明する資料の提出は不要とします。

エ 製造計画書等

希望する品目毎に、製造態勢を証明できる資料（製造技術、製造設備、製造工程、製造管理体制、保安体制等を含む。以下「製造計画書等」という。）を1部提出しなければならない。ただし、希望する品目と同一品又は同等品について、防衛装備庁（装備施設本部、装備本部及び契約本部を含む。）への納入実績がある場合で、製造態勢に変更が無いと認められた場合は、製造計画書等の提出は不要とします。なお、上記製造計画書等の省略を希望する品目については製造態勢に変更がない旨の事実を申請書に記載すること。

オ 製造可能なことを証明する資料

希望する品目毎に、製造が可能であることを証明する資料（法令に基づく許可証の写し（許可の取得に向けて所管官庁と調整中の者は、調整中であることを証明する資料）、防衛省の関係規則に基づく秘密保全に関する確認を得た文書の写し等（防衛省の関係規則に基づく秘密保全に関する申請書類又は申請する意思のある書類等の写し等）。下請者を含む。）を必要に応じて各1部提出しなければならない。

(2) 提出資料

提出期限までに書面により提出（郵送による提出を含む。）すること。

(3) 提出期限

令和6年10月30日 水曜日

(4) 提出時間

土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(5) 提出先

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室

調達第3班 03-3268-3111 内線35542

メールアドレス：inoue.natsumi.cc@atla.mod.go.jp

4 仕様書の貸出

(1) 貸出場所 3(5)に同じ。

(2) 貸出方法 2(1)～(7)までに示す資格を有する者に対し貸出を行う。

5 提出資料の審査等

- (1) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から資料について説明を求められた場合には、その都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造態勢等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

6 審査結果の通知

- (1) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知します。
- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第17条及び第18条の規定を適用します。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合は、支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができます。
 - ア 提出期限
審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）
 - イ 提出場所 3(5)と同じ。
 - ウ その他
書面により提出（郵送による提出を含む。）すること（郵送の場合は当日消印有効。）。
- (2) 支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 再苦情の申立て

- (1) 7(2)の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができます。
- (2) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答します。

9 提出資料等の取り扱いに関する留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相手方

としない場合がある。

- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された提出資料は返却しません。
- (4) 提出された提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しません。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。
- (6) 提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。

10 応募者の義務等

- (1) 入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。
- (2) 応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。
- (3) 応募者は、貸出した仕様書の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

11 その他の注意事項

- (1) 現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 別表の品目については、今後、追加又は削除を行うことがあります。

別記様式

契 約 希 望 申 請 書

令和 年 月 日

殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、防衛装備庁公示第 号（令和 年 月 日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

番 号	品 目

添付書類：審査資料一覧表

別紙
審査資料一覧表

提出日
会社名
担当者名
連絡先

- 1 資格審査結果通知書
- 2 納入実績一覧
- 3 製造計画書等
 - (1) 製造予定工場名及び所在地
 - (2) 製造技術（保有している技術）
 - (3) 製造設備（保有している設備）
 - (4) 専用治工具（保有している治工具等）
 - (5) 製造管理体制及び保安体制
 - (6) 下請負予定会社、下請負予定会社所在地、下請負範囲
- 4 法令に基づく許可等
- 5 秘密保全体制（下請負者を含む）
 - (1) 保全規則
 - (2) 実施要領
 - (3) 保全施設
 - (4) 秘密関係者
 - (5) 保全教育
- 6 情報保全
 - (1) 本製造の実施体制
 - (2) 情報保全に係る履行体制

（記入要領）

- 1 1枚で書ききれない場合は複数枚に渡ってもよい。
- 2 該当がない項目はその旨記入する。
- 3 製造設備及び専用治工具については、当該設備等を使用する工程等を付記すること。
- 4 秘密に係る保全規則、実施要領、保全施設及び保全教育体制については、防衛省から確認を受けた通知文書の文書番号及び日付を記入する。秘密関係者名簿に関しては、提出日における最新の名簿を提出した文書の番号及び日付を記入すること。